

神戸市住宅改修助成制度の変更について

平成 28 年 4 月 1 日から、戸建て住宅(持ち家・賃貸)で、以下の<耐震診断が必要な方>に該当する場合は、耐震診断を受けている方が、住宅改修助成制度の対象となります。

< 耐震診断が必要な方 >

昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着工された住宅であり、かつ、延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅、かつ、過去に耐震診断を受けていない住宅
※工法により耐震診断が不要場合があります。すまいるネットに建築時期と構造を伝え耐震診断が不要か、無料診断の対象になるか確認してください（連絡先は下記）。

< 追加で必要になる提出書類 >

※神戸市住宅改修助成制度のご案内のちらしの手続きの流れの①の【提出書類】の(1)～(6)に加えて、下記の書類が必要となります。

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着工された住宅の場合は耐震診断を受けていただき、その結果のコピーの提出が必要となります。

※申請時に耐震診断結果を提出できない方も受け付けますが、助成決定までに必ず提出してください。

(1) 耐震診断確認シート (神戸市住宅改修助成事業様式)

(2) 耐震診断結果の写し

※ 過去に耐震診断をされている方で診断結果の写しを提出される場合は、(3) ①②の書類の提出は不要です

(3) 建築年月、建物の構造が確認できる書類 (下記の書類のうち1つを提出してください。)

①建築確認通知書・検査済証どちらかの写し

※建築時、交付されます。

②固定資産課税台帳登記事項証明書

※お住まいの区の市税事務所で交付されます。(有料)

賃貸の場合、上記①～②の書類の取得に係る建物所有者の同意書が必要になります。

(4) 誓約書

申請時に、上記(2)、(3)が提出できない方

◎ 参考 耐震診断について

昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着工された、建築基準法改正前の旧基準で建てられた住宅は、地震に対する強度が不足している可能性があります。

そのため、これらの住宅の耐震性を診断し、耐震性が不足するかどうかを確認する必要があります。

※ 戸建てとは、一敷地に独立して建てられた一つの建築物が一つの住宅となっているもの。

※ 共同住宅及び長屋住宅は、本事業の対象外となります。

耐震診断については、すまいるネット事務局（耐震支援係）
TEL：078-647-9933 までお問い合わせください。